## 第7回美郷町農業委員会議事録

	開催年月日 令和5年7月28日							
	1. 山澤敏徳 2. 林田寿利 <del>3. 菊池勇夫</del> 4. 若杉伸児							
出	5. 藤本政嗣 6. 小野和久 7. 富井保徳 8. 柳田隆喜							
席	9. 中谷茂己 10. 黒木謙志 11. 黒木良昭 12. 中田辰美							
者	13. 田野敏広 14. 藤田博文							
議事録署名人 1番 山澤 敏徳 委員 4番 若杉 伸児 委員								
開催時	間 開会 PM 14:00 ~ 閉会							
発言者	内							
局長	ご起立をお願いします。							
	ただ今から、令和5年第7回美郷町農業委員会総会を開会いたします。							
	一同、礼。							
	お座りください。							
	本日は、3番菊池勇夫委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は13名							
	であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委							
	員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。							
	それでは会長、よろしくお願いいたします。							
議長	〈挨拶〉							
	それでは日程表に従いまして、令和5年第7回総会を進行していきます。							
	日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。1 番山澤敏徳委員、4 番							
	若杉伸児委員、よろしくお願いします。							
	続いて日程第2、会期の日程は、令和5年7月28日、本日1日といたしますが							
	よろしいですか。							
	〈異議なし〉							
	異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。							
	それでは日程第3、議案審議に移ります。							
	議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。							
	事務局の提案理由説明を求めます。							
局長	2 ページをお開きください。議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請							
	について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった							

ので承認を求める。令和 5 年 7 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。 次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 71 番と 72 番の 2 件になります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 71 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 70 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 51 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字市谷、田 3 筆、1,504 ㎡であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稲となっています。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 ㎡。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

12番、中田です。譲受人は町議をしております。譲渡人は父親が先だって亡くなり土地を相続したようですが、宮崎市に住んでいるため管理ができないということです。譲受人と譲渡人は叔父と甥の関係で、今回贈与での所有権移転の申請となりました。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 71 番について、質疑のある 方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 71 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、受付番号 72 番の説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は72番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の72歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の96歳の方です。申請地は、北郷入下字屋敷水流、田2筆、1,726㎡であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は飼料作となっています。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて43,484㎡。家畜は牛を6頭飼養しています。家族総数2名の労力2名となっております。7ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8番、柳田です。譲受人は牛を6頭飼養しています。譲渡人は96歳と高齢のため、農地を耕作することができません。田を荒らさずに使用してもらえれば、対価はいらないという話の内容でした。特に問題はありませんので、ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 72 番について、質疑のある 方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号72番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第22号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務 局の提案理由説明を求めます。

局長

8ページをお開きください。議案第22号、非農地の許可申請について。農地法第2条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和5年7月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号73番の1件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号 73 番です。受付月日は、令和 5 年 7 月 7 日。申請人は、美郷町南郷鬼神野の 75 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字尾迎下原、田 2 筆、現況は山林、997 ㎡であります。所有者は申請人のご主人になりますが、すでに亡くなっております。調査日は令和 5 年 7 月 14 日です。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。11 ページが地籍集成図、12 ページが現況写真です。隣接する農地もなく、非農地扱いとしても影響はないと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

12番、中田です。現地を見に行きましたが、30年以上は放棄された土地であります。現況写真を見ていただくとわかるように、周りはほとんど山で、農地に戻せるような土地ではありません。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 73 番について、質疑のある 方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号73番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程 いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

13 ページをお開きください。議案第 23 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 7 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 74 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

15 ページをお開きください。受付番号は 74 番です。申請人が、美郷町南郷神門の 80 歳の方です。申請地は、南郷神門字五味、田 5 筆、2,383 ㎡になります。申請の理由は、申請地は柚子を植栽し管理していたが、洪水時に河川からの浸水のある耕作条件の悪い農地であり、また周辺の竹林から竹の侵入、河川からの土砂流入等により耕作困難であるため、令和 4 年にクヌギを植林したということで追認申請となります。転用後の用途は山林。転用の時期はすでに着手完了しておりまして、令和 4 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日となっております。16 ページが地籍集成図、17 ページが始末書、18・19 ページが現況写真になります。本件は、過去に農業公共投資の対象となっていない農地で、始末書も添付されていることから、追認やむなしと判断しました。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

13 番、田野です。本人に話を聞いてきました。以前農地の調査に行った時は草が茂っており、柚子が植わっているのがわからないほどでしたが、竹の侵入などで管理もままならないためクヌギを植林したということでした。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 74 番について、質疑のある 方は挙手をお願いします。 〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号74番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用 地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求め ます。

局長

20 ページをお開きください。議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 7 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 75 番と 76 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 75 番と 76 番については、所有権移転を受ける者が同一であるため、同時に説明をお願いします。

事務局員

22 ページをお開きください。受付番号は 75 番と 76 番です。関連がありますのであわせて説明いたします。

所有権の移転を受ける者が、美郷町北郷宇納間の38歳の認定農業者の方です。 受付番号75番。所有権を移転する者が、美郷町北郷宇納間の82歳の方です。 所有権を移転する土地は、北郷宇納間字甲田、田1筆、939㎡であります。

受付番号 76 番。所有権を移転する者が、東京都の 43 歳の方です。所有権を移転する土地は、北郷宇納間字平田と甲田、田畑 6 筆、1,426 ㎡であります。2 件合計 7 筆の 2,365 ㎡になります。所有権移転に伴う事項については、申請書明細のとおりです。移転を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 5,099㎡。家族総数 2 名の労力 2 名になります。23 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

5番、藤本です。所有権の移転を受ける者は38歳とまだ若く、この中原地区の中で中心となる青年です。譲り受けた農地には、すべて栗を植栽したいということです。75番の所有権を移転する者については、高齢で一人では管理が難しいということです。76番の所有権を移転する者については、東京都に在住で父親から

財産を相続したものです。今まで母親が農地の管理をしていたのですが、草刈り や維持管理が大変で人に頼んでやってもらっていたということです。そこに今回 の話があって、「おかげですごく助かった。本来ならこちらからお願いしたかっ た。」と言っておられました。何の問題もないと思われますので、ご審議よろし くお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 75 番と 76 番について、質 疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

若杉委員、どうぞ。

若杉委員

4番、若杉です。申請に関しては何もないんですが、事務局に確認のためお伺いします。先程の4条申請にもありましたが、田に栗や柚子を植栽する場合に、畑や果樹園に地目を変えなくていいのか教えてください。

議長

事務局。

事務局員

はい。これにつきましては、水が溜まらない状態にする場合は、農地の改良届を提出していただいた方が、現況にあった地目に変更できますが、田に栗を植栽すること自体は、地目変更を必ずしなければならないとはなっていまん。周辺農地の方との申し合わせや、了解を得て植栽したほうか良いと考えます。但し中山間のからみで、永年作物の栗・柚子・柿等を田に植栽すると、中山間直接支払交付金等の地目が畑に変更になり、交付金がストップしてしまいますのでご注意ください。以上です。

若杉委員

よくわかりました。中山間の話が出ましたが、畑でも交付金が出ますがダメなんですか。

事務局員

畑も交付対象になっていますが、畑の傾斜度はかなりの急傾斜でないと対象になりません。田を畑化した場合、ほぼほぼ交付の対象からは外れます。以上です。

若杉委員

わかりました。

議長

再確認ですが、植栽する場合は、本人が現地確認の前に中山間役員に報告した 方がいいですか。

事務局員

栗等を植栽する前に中山間直払の対象農地か確認していただき、対象農地であれば協定で 5 年間維持管理をするという取り決めをしているので、同意を得る必

要があります。協定の役員の方に相談していただくのが一番だと思います。

議長

わかりました。他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 75 番と 76 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

24 ページをお開きください。諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により美郷町農業振興地域整備計画の変更を行うため、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により変更する農業振興地域整備計画の提出があったので、意見を求める。令和 5 年 7 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

25 ページをお開きください。美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書について、美郷町から農業委員会に意見を求められています。26 ページが位置図になります。27 ページをお開きください。案件 2、田の農振農用地からの除外になります。土地の所在は、美郷町西郷田代字水ノ元、254 ㎡になります。変更理由は、農家住宅の建設に伴い、隣接地を青空駐車場にするため当該地を農用地区域から除外するもので、農地転用許可の見込みがあることを確認している。法第13条第2項第1号から第5号までの要件をすべて満たしており除外はやむを得ないとなってます。28 ページが地籍集成図になります。申請地は農振農用地の青地になります。農地以外の用途には使えない土地になります。農業委員会としては、農業上の効率的な利用に支障はないか、農用地の利用集積に支障はないかということを議論していただき意見を答申することになります。町は農業委員会と農協に同等の意見を聞くこととなっております。以上です。

議長

案件2について、地区担当委員の説明をお願いします。

小野委員

6番、小野です。ただ今の事務局の説明のとおりです。後継者の住宅建設に伴い変更をお願いするものであります。林田会長とともに現地確認をしてきました。 隣接地もないことから問題ないと思われます。後継者は金柑栽培をしており、現 在は近くに家を借りて生活しています。完成すれば 3 世帯で住むことになるようです。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたが、意見はありませんか。

〈なし〉

では農業委員会としては、意見なしということで承認いたします。

続きまして、報告第12号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。 事務局の提案理由説明を求めます。

局長

30 ページをお開きください。報告第12号、農地の賃貸借合意解約書について。 農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和5年7月28日提出、 美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

31 ページをお開きください。先程 72 番で審議承認していただいた方が引き続き耕作するため、合意解約が成立しました。農地法の規定に基づき受理いたしましたので報告いたします。以上です。

議長

続きまして、報告第13号、相続等による権利移動についてを上程いたします。 事務局の提案理由説明を求めます。

局長

32 ページをお開きください。報告第 13 号、相続等による権利移動について。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出があったので報告する。令和 5 年 7 月 28 日提出。美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

33 ページをお開きください。相続登記による所有権移転になります。北郷入下の田畑 10 筆について、令和 5 年 5 月 16 日に権利を取得しております。本件は農地法の規定により届出書が提出され、受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和5年第7回美郷町農業委員会総会を終了いたします。 一同、礼。

本会議の次第は	議事録と相違ないこと	とを証っ	するためこ	ここに署名す	ける。
	美郷町農業委員会	会長	林日	日 寿利	_
	美郷町農業委員会	委員		器 敏徳	<u> </u>
	美郷町農業委員会	委員	若核	彡 伸児	_